

# 選挙と選挙後の議会運営の日程

## 投票日を起点とした前後の日程

2年前	立候補の登録(候補者による)	
6月前	選挙区の決定と選挙人登録の開始	任期前に議会が解散した場合は、前回の選挙で登録した候補者が立候補できる。選挙人登録は住民票登録により可能。ただし選挙予定6ヶ月前の時点における登録地域に限定。
3月前	候補者名簿の提示(自治体による)	
1月前	事前投票の開始	
—	選挙当日～開票(選挙管理委員会)	監査機関が各投票所にて選挙に不正がないか監視
1日後	開票～結果通知(議長→当選者)～登院命令	現職代議員は深夜12時をもって議員資格を失う
2日後	登院(新代議員)～任命(議長による)～宣誓	新任代議員は深夜0時をもって議員資格を得る
		代議員は、議事堂隣の議員会館にてオフィスを設置、調査員の選定、秘書の雇用などを行う
		首相候補立候補の受付、立会演説
2週目	首相を指名(投票による)～任命(議長による)～宣誓 議長を指名(首相による)～宣誓	
		首相による委員会開廷指示、代議員は所属する委員会を選択
3週目	委員会開廷	
		最高裁判所判事の選定(司法監査委員会による)
		行政長官の選考(行政監査委員会による)
6週目	最高裁判所判事の指名～最高裁判所判事の任命(首相による)～宣誓	
		行政長官の選定(行政監査委員会による)
7週目	行政長官の指名～行政長官の任命(首相による)	
		各省長官の任命(行政長官による)
	行政長官および各省長官の宣誓	